

# 生活保護改悪阻止へシンポ

## 生存権保障に反する

### 日弁連 政府案の問題点検証

日本弁護士連合会は6日、「あるべき生活保護法とは」と題したシンポジウムを東京都内で開きました。廃案になった生活保護法改定案が臨時国会に再提出されるため、生活保護締め付けの政府案の問題点を検証し、生存権を保障する抜本改正を求めました。

講演した静岡大学の笹沼弘志教授は「憲法25条の生存権を具体的に保障するのが生活保護法であり、保護の実施は国の義務だ」と強調しました。

座談会で政府案の問題点について議論しました。花園大学の吉永純教授は、政府案では申請のハードルが高く、扶養調査と就労指導で締め付けが強まると述べ、「生活保護をいくら締め付けても

貧困問題は解決しない」と強調。稲葉剛・NPO法人自立生活サポートセンターもやい理事長、藤田孝典・NPO法人ほっとプラス代表理事は「申請を受け付けられない『水際作戦』は日常的に行われている。政府案では申

請者を追い返す口実を与える」（稲葉氏）と語りました。

日弁連の改正案について説明した阪田健夫弁護士は、権利性を明確にした「生活保護法」に変えると強調。「『水際作戦』を不可能にし、保護基準は厚労大臣ではなく国会が決めるべきだ」と話しました。

## 社会保障抑制の前提に

### 東京 研究者が連続シンポ



研究者らによる生活保護改革批判連続シンポジウム＝7日、東京都内

生活保護基準の大幅引き下げの強行や改悪

法案再提出の動きに対して、反対する立場の

研究者たちが連続シンポジウムを東京都内で始めました。7日の第1回は「いままぜ、生活保護の大改悪なのか」と題して、改悪の本質や背景、引き起こす問題について後藤道夫都留文科大学名誉教授、岡部卓首都大学東京教授、井上英夫金沢大学名誉教授が、詳しく解明しました。

後藤氏は「生活保護の大幅縮小は社会保障給付全体の抜本的抑制を可能とする前提条件」と指摘。派遣労働の自由化など雇用政策改悪の動きに反対する労働運動と連携して、生活保護改悪を阻止する運動を提起しました。

岡部氏は「社会保障の目的は貧困からの解放。社会的に取り組むべきだ」とする見地から、政府が貧困を個人責任とみて、制裁対象として生活保護政策を見直そうとしていることに危ぶみを表明しました。

生活保護を人権としてとらえることを強調

する井上氏は、安倍政権による憲法改悪とたたかうことの意義を訴えました。

主催者を代表して三輪隆崎玉大学教授がいさつしました。

連続シンポジウムは、第2回「生活保護と扶養義務」が28日午後1時半から明治大学リハビリタワーで、第3回「生活保護と就労支援」が10月20日午後1時半から専修大学神田校舎7号館で開かれる予定です。